

# COVID-19 問題と米国経済(part 3)

## 成立間近の米コロナ対策第3弾：CARES法

みずほ総合研究所

欧米調査部

03-3591-1433

- 「コロナウイルス支援・救済・経済保障法」(CARES法)が成立間近となった(3/27時点)。財政規模は2兆ドル、債務保証等の金融支援を除く「真水」でも1.1兆ドルにのぼるとみられる
- 現金給付や失業保険給付の拡充による家計支援・失業者対策、企業向けの広範な雇用調整助成金、州・地方政府のコロナ対策費用補助、苦境にある航空産業への支援策等が盛り込まれている
- 州知事による自宅待機命令や、自宅勤務可能な雇用者が限られることなどから、数千万人が雇用調整リスクに晒されているとみられる。CARES法はその処方箋として用意された

### 1. 家計支援策と失業者対策

「コロナウイルス支援・救済・経済保障法」(Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act、CARES法)が成立間近となった(図表1)。総額2兆ドル、金融支援を除く「真水」だけでも1.1兆ドルにのぼるとみられる。

家計に対する支援策として最も注目されてきたのが、現金給付による所得保障(所得補填)である。調整総所得(AGI)が75,000ドルまでの労働者(含む無所得者)には1人当たり1,200ドル、子供がいる世帯では子供1人当たり500ドルが支給される。AGIが75,000ドルを超える労働者には、100ドルごとに5ドルずつ支給額が減額され(フェーズアウト)、AGIが99,000ドルを超える労働者に対する支給額はゼロになる。財政規模は3,000億ドルとみられる。

このほか、家計の資金繰り支援としては、退職年金口座からの早期引き出しに対するペナルティの免除(現金が必要な家計に対する配慮)、確定拠出年金等からの最低引き出し額の免除(資産目減り時に現金化せずに済むよう配慮)、教会等への寄付に対する税制上の優遇措置の拡大、従業員の学生ローン負担等を軽減するFRINGE BENEFITに対する非課税措置などがある。

失業者対策については、失業給付対象者の拡大、追加的失業給付の支給、失業給付期間の延長が盛り込まれた。まず、従来は失業給付の対象とされてこなかった自営業者、独立契約労働者、従前の就業経験が浅い労働者などにも、失業給付が支給される。次に、これらの新たな対象者を含め、すべての失業給付受給者に対して最長4カ月にわたって週当たり600ドルが追加的に支給される。さらに、通常失業給付期間(26週間)が切れた後も失業状態にある場合、13週間にわたって失業給付が支給される。給付対象となる失業者の定義拡大と失業者の潜在的増加分を考慮すると、財政規模は2,500億ドル程度とみられる。

このほか、失業給付の要件を満たすまでの期間短縮(1週間の待期間の撤廃)や、雇用削減せずに時短勤務とした事業者に対する助成金制度(時短勤務に係る雇用コスト相当額を支給)などが設けられた。

## 2. 中小企業支援策

中小企業支援策の中心は、Paycheck Protection Programと呼ばれる雇用維持のための信用保証制度である。従業員への賃金、有休休暇費用、レイオフ費用、退職給付、賃金にかかる州・地方税、独立契約労働者への支払いといった「Payroll costs」と、モーゲージの利払い、レント、光熱費、及び2020年2月15日以前の契約により生じたあらゆる債務の利払いを用途目的として、2020年2月15日から6月30日までの間に中小企業が借り入れたローンに対して、SBAが100%の信用保証を供与する。財政規模(保証額)は3,490億ドルである。

加えて、同ローンの借入日から8週間に支出したPayroll costs、モーゲージの利払い、レント、及び光熱費(ただしPayroll costsを除く支払いは、2月15日以前に締結された契約に基づく支払いに限る)について、相当額のローン返済を免除する制度が設けられた。なお免除額は、前年実績と比較して従業員数と賃金支払い額が減っている場合、その度合いに連動して減額される。

このほか、COVID-19危機を受けた行政命令によって事業所閉鎖(含む部分的閉鎖)を余儀なくされたり、前年と比べて売上高が50%超悪化したりした事業者に対して、当該期間に従業員に支払った賃金の50%相当のタックスクレジット(剰余分は還付)が賦与される。

さらに事業者に対しては次のような税制上の優遇措置が取られることになった。①事業者(含む自営業者)は、給与税の事業者負担分(6.2%)の支払いについて1年間繰り延べることができる(支払いは2021年、2022年で均等)。②2017年12月の税制改正によって繰り戻しが出来なくなった欠損金(NOL)について、2018、2019、2020年度に発生するNOLについては5年間の繰り戻し(及び所得制限の引き上げ)が認められた。③パススルー事業体に対して認められる損失計上可能額の制限を緩め、事業の継続と従業員への賃金支払いを促す。④2021年末までとされているAMTクレジット未使用額の還付について、還付可能枠を撤廃する。⑤支払利子控除の限度額を調整総所得の30%から50%に引き上げる。⑥事業所施設の改善に向けた設備投資費用を損金算入(100%加速償却)できる。これは病院の医療施設の改善が狙いのである。

こうした税制上の措置により、米企業は年間4,000億ドル相当の資金流出を抑え、その資金を事業継続に利用できるとみられる。

## 3. 州・地方政府支援、FRBの損失補填、航空産業支援

CARES法では、州・地方政府のCOVID-19対策費として1,500億ドルの基金(Coronavirus Relief Fund)が創設された。州人口に比例して配分される(最低12.5億ドル)。

企業や州・地方政府に対する支援の一環として、FRBがそのために設置する融資ファシリティを財政面からサポートする措置も取られた。米国財務省の為替安定基金(ESF)に5,000億ドルを追加し(2020年2月の残高は937億ドル)、そこから4,540億ドル分をFRBのファシリティに対する損失補填(としての保険)に当てる。

さらに、苦境に陥っている航空産業を支援するため、上記ESFによる直接融資と、航空産業で働く労働者に対する所得保障(所得補填)が行われる。ESFを利用した融資額は、旅客航空サービス企業に対して総額250億ドル、貨物旅客サービス企業に対して総額40億ドルとされている。このほか、「国家安全保障を維持する上で重要な企業」に対して総額170億ドルの融資が行われる。航空関連労働者に対する所得保障(所得補填)として、賃金支払いに充当することを条件として旅客航空サービス企業には最大250億ドル、貨物旅客サービス企業には最大40億ドル、飛行場等の航空関連企業には最大30億ドルが支給される。支給を受ける企業は、

2020年9月末までの間、一時帰休、賃下げ、自社株買い、配当等が禁じられる(米国財務省と協定を締結)。また納税者保護の観点から、財務長官の裁量により、米国財務省は支援を受ける企業から同社が発行するワラントやオプション、株式や債券などを受領し、損失発生に備えることができる。

#### 4. 数千万人にのぼる雇用調整圧力への処方箋

日本で議論されている消費喚起策などは二の次としているCARES法は、COVID-19問題がもたらす米国経済活動への深刻な影響を、労働者及び事業者に対する巨額の資金繰り支援によって克服しようとするものである。

3月26日に発表された前週(3月15-21日)の新規失業保険申請件数は328.3万人(季節調整値)と、かつてない増加をみせた(図表2)。米国労働省によれば、ほぼすべての州がCOVID-19問題の影響を受けていると述べている。宿泊産業と外食サービス産業の雇用悪化が顕著であることに加え、医療ケア・社会支援、芸術、エンターテインメント・余暇サービス、輸送・倉庫サービス、製造業でも失業が増えているという。

新規失業保険申請件数と雇用統計上の失業者数の関係から、特に雇用悪化局面に大きなウェイトを用いて推計すると、新規失業保険申請件数の動きは、失業率が3%上昇することを示唆している。

現状、州知事が自宅待機命令(Stay at home order)を出している州は22州にのぼる(3月26日時点、CNN)。それらの州の産業別雇用数と、米国労働省が調査(2019/9)した産業別の自宅勤務可能割合を考慮すると、COVID-19問題によって雇用調整リスクに晒されている雇用者は5,500万人、全雇用者の36%に達するとみられる。この数字には、950万人(2019年)の自営業者や独立契約労働者は含まれない。

2兆ドルという巨額資金は、こうした大規模な雇用調整圧力を和らげ、中小企業を中心とする企業活動の継続を支えるための処方箋である。

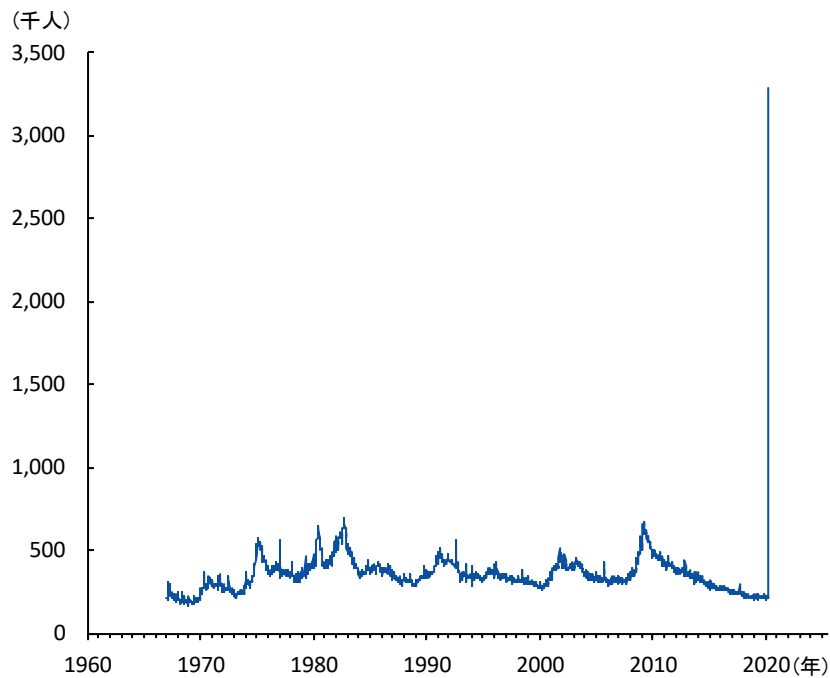
最後に、財政上の措置に加えて、CARES法では公衆衛生上の措置も盛り込まれている。公衆衛生危機時における公衆衛生用品に関する製造物責任の免除、薬の審査等の迅速化、薬等の供給不足に対する報告義務の強化、COVID-19に関する検査費用の無料化(民間保険会社が全額負担)、ワクチンが開発され一定の接種勧告(ACIPによる勧告Aもしくは勧告B)が出た場合のワクチン接種の無料化、遠隔医療やへき地医療への補助金、ボランティアで働く医師に対する医療事故責任の保護などである。

図表1 コロナウイルス支援・救済・経済保障法（CARES法）

主たる項目	規模 (億ドル)	詳細等
中小企業支援	3,770	信用保証（3,490億ドル）、ローン返済免除（170億ドル） 災害支援金（100億ドル）
特定企業への融資・支援金	780	航空関連：融資（290億ドル）、雇用コスト支援金（320億ドル） その他国防上の重要産業：融資（170億ドル）
FRBに対する損失補填	4,540	企業、州・地方政府向け貸付ファシリティが対象
所得保障（リベート給付）	3,000	一人当たり、大人：1,200ドル、子供：500ドルを給付
失業保険の給付拡大	2,500	給付額引き上げ、支給対象の拡大、給付期間の延長等
州・地方政府支援	1,500	州・地方政府の支出増・歳入減の補填
その他連邦政府支出	3,400	医療機関、CDCの活動支援、教育機関支援等
<b>計</b>	<b>19,490</b>	金融支援（信用保証、ローン返済免除、融資、FRBへの信用供与）を 除くと <b>1.1兆ドル</b>

(注) 10年間の財政コスト。一時的に税制上の優遇を行い、後年度で回収する企業向けの措置は含まない。  
(資料) 米国議会資料より、みずほ総合研究所作成（一部の金額はみずほ総合研究所の推計）

図表2 新規失業保険申請件数（季節調整値）



[共同執筆者]

欧米調査部主席エコノミスト

**小野 亮**

makoto.ono@mizuho-ri.co.jp

欧米調査部エコノミスト

**田村優衣**

yui.tamura@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。